



安心して インターネットを 使うために

条例全文は
市HPへ



☎(条例制定のこと)人権・同和対策課 ☎72-2111
☎(人権相談のこと)人権教育啓発センター ☎80-1080

「小郡市インターネット上の人権侵害の防止等に関する条例」7月1日施行

インターネットは身近なものとなり、豊かで便利な生活を送ることができるツールです。私たちはその恩恵を受け、離れた人とコミュニケーションを図ることや、多くの知識や情報を入手できます。一方で、誹謗中傷や差別的な書込、プライバシーの侵害など、インターネット上の人権侵害は深刻な状況となっています。また自身にそんなつもりがなくても、気付かないうちに人を傷つけてしまうこともあります。

市は、人権が尊重される社会の実現に向け必要な対策を実施するため、「小郡市インターネット上の人権侵害の防止等に関する条例」を制定し、7月から施行します。この条例では、市の責務や市民の役割などを定めています。

これを機に、身近になったインターネットやSNSの使い方を見直してみましょう。

市の責務

市は、被害者及び行為者を発生させないための施策、被害者を支援するための施策を実施します。

※行為者とは、故意や過失に関わらず、インターネット上で人権侵害となる情報を発信(拡散などを含む)した人のことです

市民の役割

- 自身が行為者とならないように、人権意識の高揚とインターネットリテラシー(情報を正しく理解し、適切に判断・運用する力)の向上に努めます。
- 被害者が置かれている状況と、支援の必要性への理解を深めるよう努めます。

基本的施策

- インターネット上で情報を発信する人の表現の自由に配慮しながら、施策を実施します。
- 市民の人権意識の高揚とインターネットリテラシーの向上を図るための教育及び啓発を図ります。
- 相談に対して情報の収集・提供を行うとともに、関係機関や専門機関を紹介します。また、自らが発信した情報に不安を抱える人からの相談も受けます。



こんな行動が人権侵害に!?インターネット利用に潜む危険性



デマ・フェイクニュースの拡散

容疑者が早く逮捕されてほしいとの思いだったが…

ある事件の容疑者の身元に関する投稿をSNSで見たAさん。真偽を確かめずに情報を拡散した。

拡散後、その人が容疑者ではないことが判明。事件とは無関係な人に対し、誹謗中傷が繰り返された。



 **安易に情報を投稿・拡散しない**

SNS上では間違った情報が発信されることがあり、情報を見極める必要があります。正確性を判断できない場合は、安易に投稿・拡散しないことが大切です。

個人情報の無断掲載

軽はずみな書き込みから…

SNSに、ある友達のことを本人に無断で「恋人募集中」と書き込み、顔写真やアドレスも掲載したBさん。

後日、その友達が心当たりのないメールが届くようになったことを不審に思い、学校に相談すると、Bさんの書き込みが原因だと判明。学校から厳重注意を受けた。



 **個人情報の扱いに注意する**

無断で他人の個人情報を公開することは、プライバシーの侵害です。SNSは不特定多数の人が閲覧するため、投稿前に個人情報が含まれていないか、内容をよく確認しましょう。

誹謗中傷による慰謝料請求

有名人の悪口を匿名で投稿したら…

嫌いな有名人の悪口を匿名でSNSに投稿したCさん。同調する投稿も増え、根拠のない悪口などの嫌がらせがインターネット上に広まった。

その後Cさんが発信者だと判明。嘘の投稿内容で名誉を傷つけられたとして、慰謝料などを求める裁判を起こされた。



 **投稿前に一度立ち止まる**

苛立ちや誤った正義感で、人を攻撃することは人権侵害につながります。自分が言われたらどう思うか考えましょう。

インターネットの人権侵害に関する相談窓口

人権教育啓発センター

必要な情報の提供や、専門相談機関などを紹介し、相談者の自主的な解決を支援します。

☎80-1080



法テラス(法的トラブルの「総合案内所」)

問い合わせ内容に応じて解決に役立つ法制度や、相談窓口に関する情報を案内します。

☎0570-078374



人権相談(法務省)

削除依頼の方法などの助言に加え、法務局が事案に応じてプロバイダなどに削除を要請します。

☎0570-003-110



まもろうよこころ(厚生労働省)

悩みや不安を抱えている人に対して、気軽に相談できる窓口を紹介します。

